

参考資料 23 地球温暖化問題に対するこれまでの取組

第1節 地球温暖化問題とは

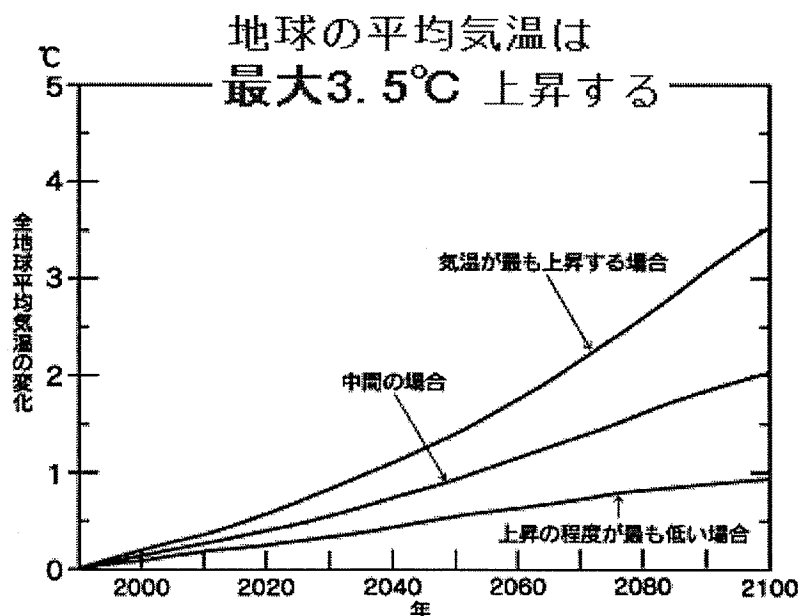
1. 地球温暖化問題とは

地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加及び二酸化炭素の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気候システムに危険な攪乱を生じさせるものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

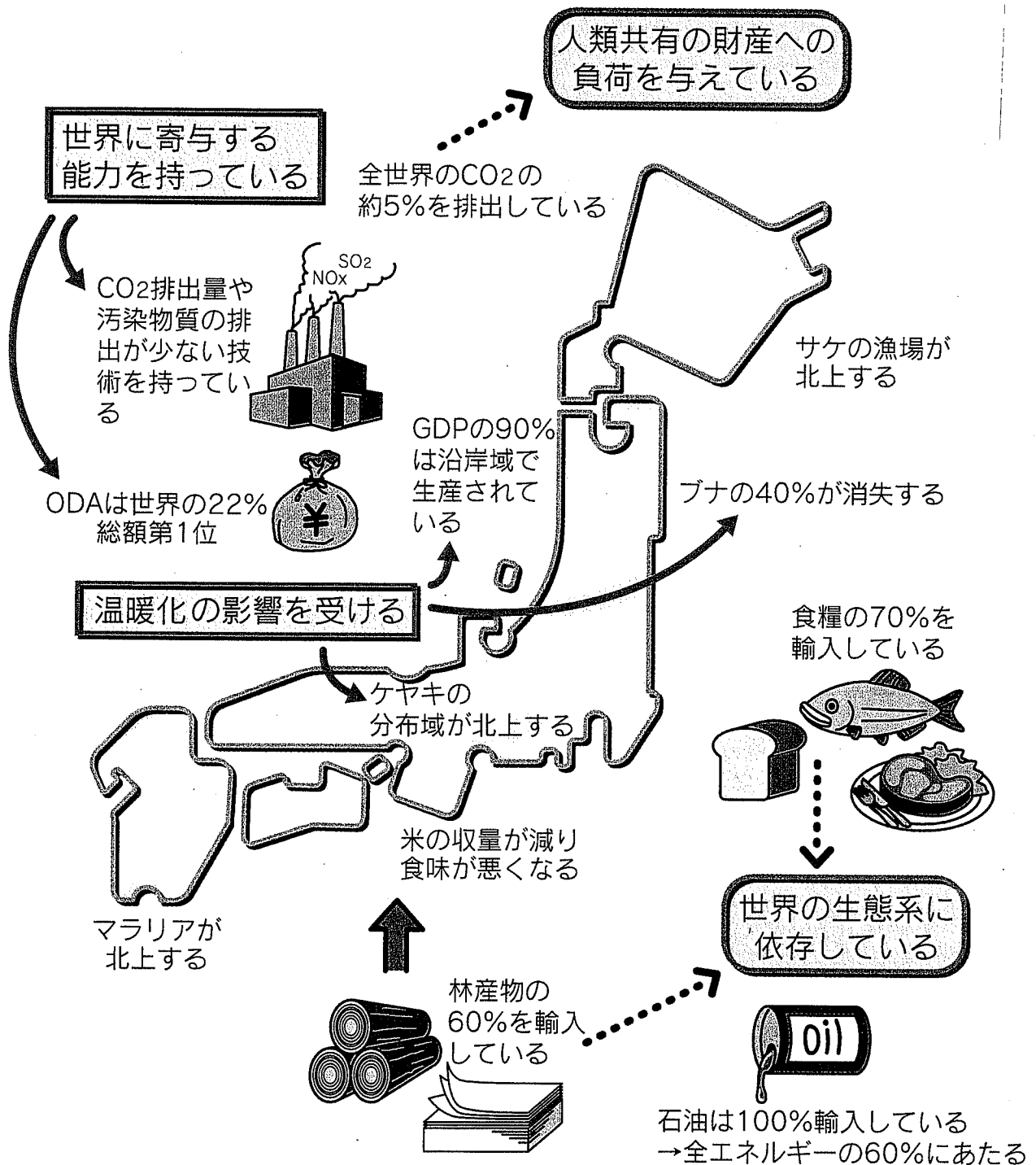
産業活動の活発化に伴い、産業革命以前の段階では 280ppmv 程度であった CO₂ 濃度が、石油や石炭などの燃焼や森林伐採による土地利用の改変によって、1994 年には約 358ppmv にまで上昇している。

1995 年の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第二次報告書では、経済成長や人口増加、対策の有無、予測モデルの気候感度（CO₂ 増加による気温の変化しやすさ）などの多くの条件を想定し、2100 年までの気温上昇は 1～3.5 度であると予測している。

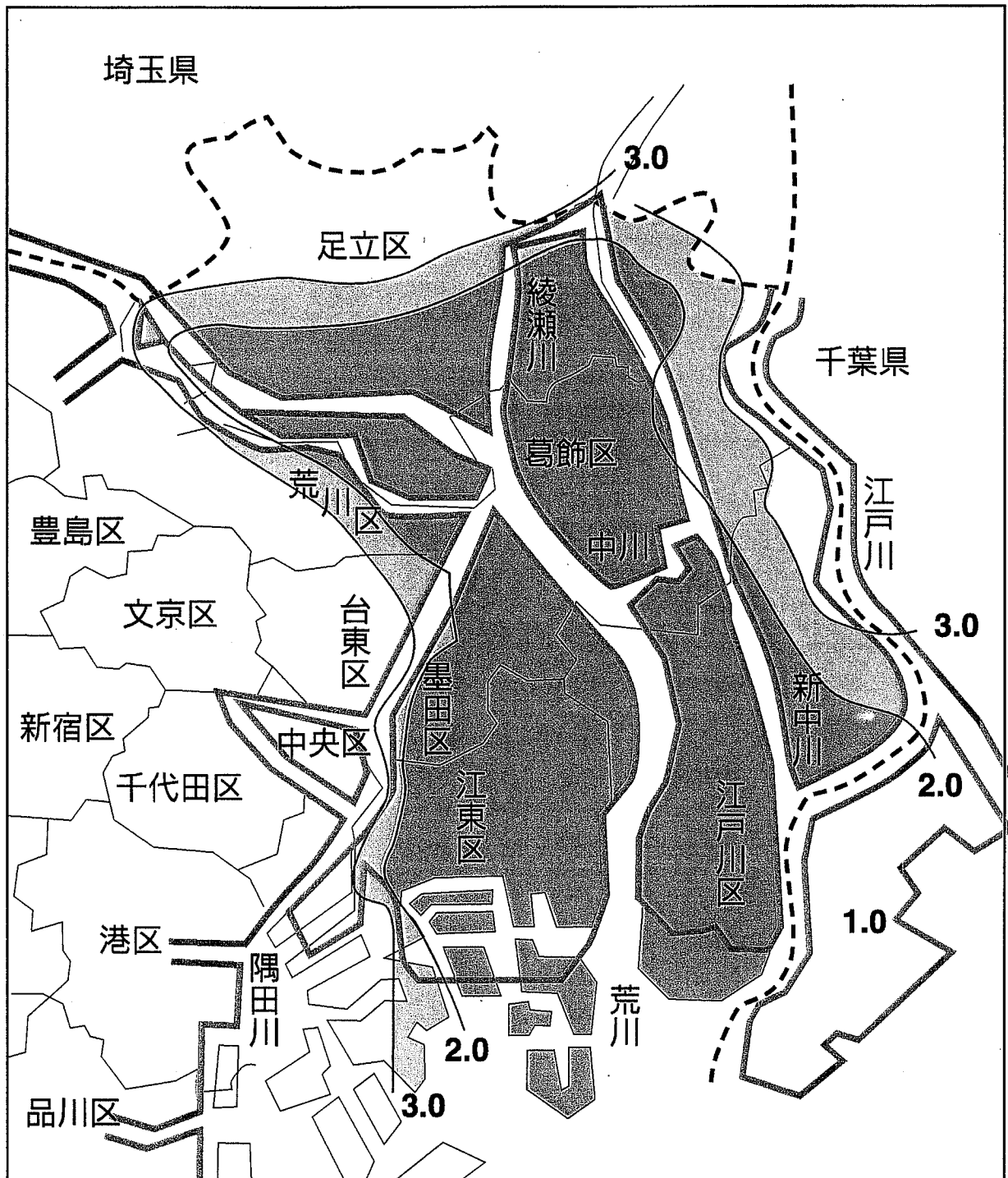
このような変化に伴い、干ばつの激化、食料生産への影響、洪水・高潮の頻発、熱帯病などの発生率の増加など、自然生態系及び人間生活への大きな影響の恐れが懸念されている。



<参考1：地球温暖化による日本への影響>

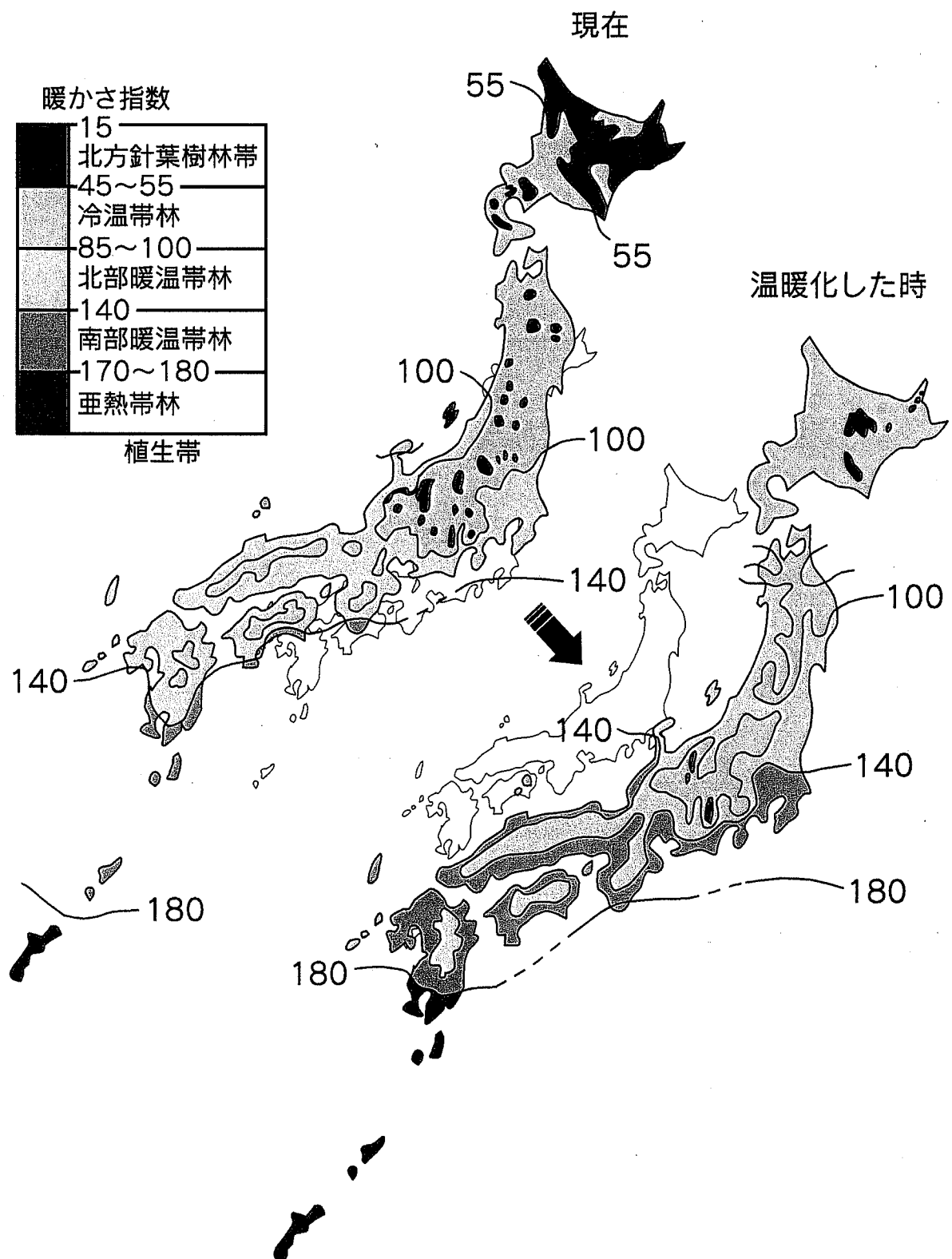


< 参考 2 : 地球温暖化による東京への影響 >



- 満潮面以下の区域
- 1mの海面上昇で拡大する区域

< 参考 3 : 地球温暖化による植生への影響 >



2. 地球温暖化問題に対する国際的取組

地球温暖化問題に対する国際的な取組として、1992 年には「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）」が採択され、1994 年に発効した。我が国も 1992 年 6 月に署名し、1993 年 5 月に加入している。

本条約では、その第 2 条で「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とする」ことを掲げている。

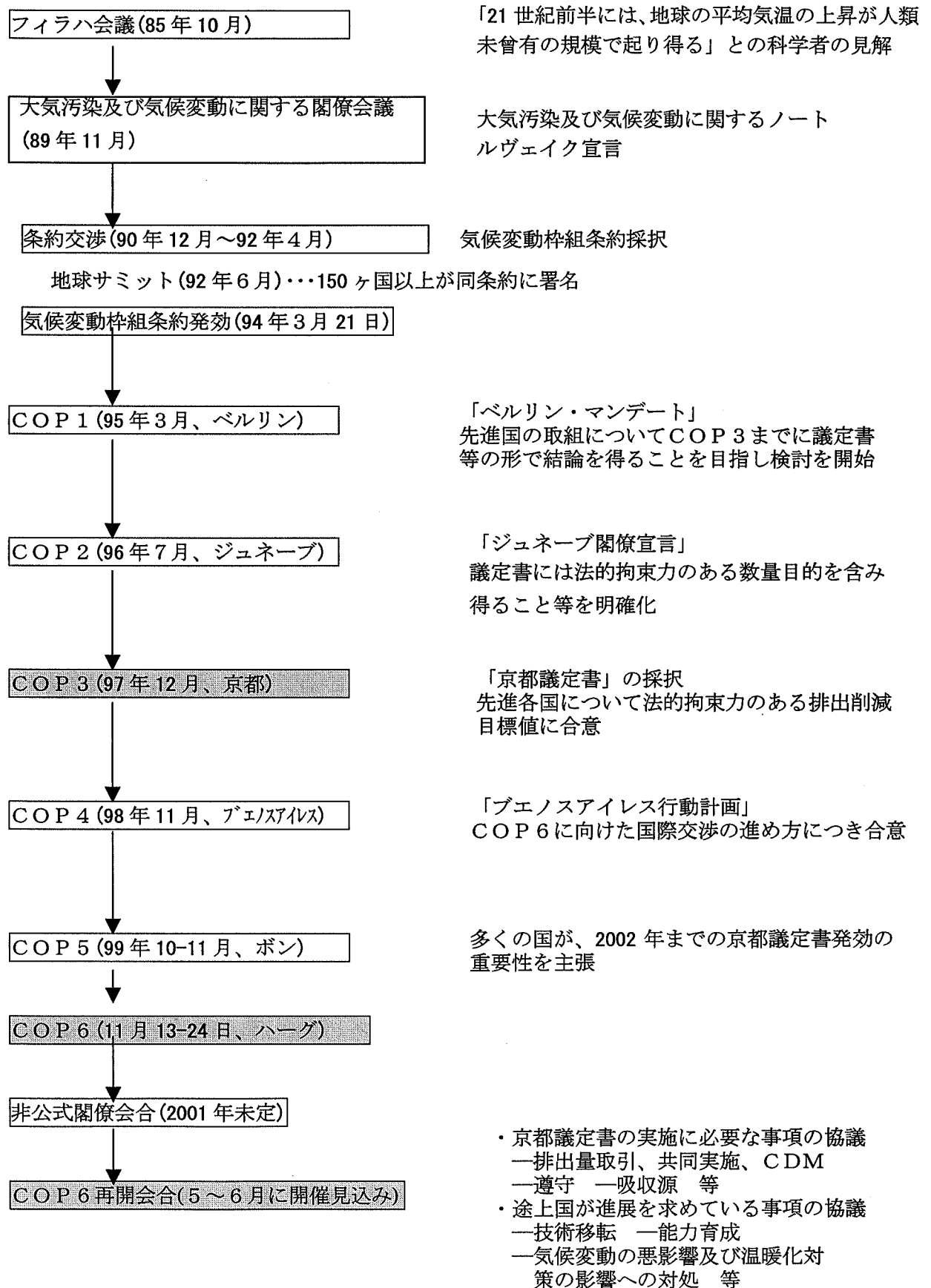
1997 年 12 月に京都で開催された C O P 3（気候変動枠組条約第 3 回締約国会議）において、「京都議定書」が採択され、これにより先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定された。即ち、温室効果ガスを 2008 年から 2012 年の約束期間において 1990 年レベルと比べて先進国全体で少なくとも 5 %削減することを目的として先進各国の具体的目標が決定され、我が国については 6 %削減を世界に約束した。また、目標達成のための手段として排出量取引、共同実施及びクリーン開発メカニズム（いわゆる京都メカニズム）の導入が合意された。

1998 年 11 月に開催された C O P 4 においては、「ブエノスアイレス行動計画」が採択され、その中で京都メカニズムの具体的なルールや遵守の問題について C O P 6 での決定を目指して検討を進めることが合意された。

1999 年 10 月から 11 月にかけて、ボンで行われた C O P 5 においては、我が国及び多くの欧州諸国が 2002 年までの京都議定書発効の必要性を強く訴えた。また、「ブエノスアイレス行動計画の実施」が再確認され、交渉促進の意思を確認するとともに、そのために必要なあらゆる措置を講ずることが合意された。

2000 年 11 月にオランダのハーグで開催された C O P 6 においては、京都議定書を 2002 年までに発効させることを目指し、精力的に交渉を重ねたが、議定書の詳細について最終的な合意には至らなかった。C O P 6 は一旦中断されたが、平成 13 年（2001 年）5 月から 6 月にかけて、C O P 6 再開会合が開催される可能性が高くなっている。

(参考：地球温暖化対策に係る国際的取組の経緯)



3. 地球温暖化問題に対する国内対策

地球温暖化問題に対する国内対策としては、気候変動枠組条約に先立つ1990年に「地球温暖化防止行動計画」が策定され、1998年度まで毎年度、その実施状況が地球環境保全に関する関係閣僚会議に報告されてきた。

また、我が国は、気候変動枠組条約採択後の国際的取組の進展も踏まえ、先進国の一員として積極的に国内対策を推進している。

まず、政府の取組として、COP3終了直後の1997年12月に、内閣総理大臣を本部長とし、官房長官、環境庁長官、通商産業大臣をそれぞれ副本部長とする地球温暖化対策推進本部を設置し、同推進本部は1998年6月に、政府として2010年に向けて緊急に推進すべき対策として「地球温暖化対策推進大綱」を決定した。「地球温暖化対策推進大綱」では、京都議定書の目標を達成するための当面の方針と具体的な地球温暖化対策が示され、本大綱に沿った総合的な対策が進められている。推進本部は、本大綱の着実な実施を図るため、毎年、対策の推進状況を点検し、必要に応じてその内容の見直しを行うこととしており、2000年9月には第2回目フォローアップを実施した。

また、中央環境審議会は、COP3直後の1997年12月に「今後の地球温暖化防止対策の在り方」について環境庁より諮問を受け、1998年3月に中間答申を行った。これを基に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年10月に成立し、1999年4月に「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定された。「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、専ら地球温暖化防止を目的とする我が国初めての法制度であり、国、地方公共団体、事業者、国民の全ての主体の役割を明らかにし、我が国のすべての主体が地球温暖化対策の推進に取り組むこととしている。

